

令和6年8月27日（火）

於・アートホテル新潟駅前 4F 越後西の間

くろまぐろに関するブロック説明会

（日本海ブロック）

議事速記録

くろまぐろに関するブロック説明会
(日本海ブロック)

日時：令和6年8月27日(火)

13:41～16:20

場所：アートホテル新潟駅前 4F 越後西の間

議 題

1. 漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について
2. WCPFC北小委員会の結果について
3. 国内配分に関する今後の検討スケジュールについて
4. その他

午後1時41分 開会

○番場課長補佐 大変お待たせいたしました。それでは、ただいまからくろまぐろに関するブロック説明会を開催させていただきたいと思っております。

私、本説明会の司会を務めます水産庁資源管理推進室の番場と申します。よろしくお願いいたします。

本日、会場のほかにウェブ参加で多数出席していただいている方がおられます。今、技術的なトラブルが生じておりますけれども、少し声を大きめに説明させていただきたいと思っております。また不都合等あれば、適宜チャット等で頂ければと思っております。なるべく対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それから、会場参加の皆様にもお願いですけれども、御発言がウェブ参加の方にも伝わるように、少し大きめの声で、できればゆっくりめに話していただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

ウェブ参加されている皆様には、事前にメールで注意事項をお知らせしておりますけれども、発言を希望される場合には、Webexの手を挙げる機能を使って手を挙げてお待ちいただければと思っております。私の方から順番に指名させていただきますので、指名があったら御発言いただくようお願いいたします。

次に、会場の皆様のお手元にはお配りしている資料の確認をさせていただければと思っております。

今、会場の皆様にお配りしている資料、2種類ございます。「くろまぐろに関するブロック説明会」という資料、これが今日説明に用いる資料となります。それから、右上に「参考」と書かれています「太平洋クロマグロの資源管理について」という資料もお配りしております。この2種類をお配りしております。参考の方は特に説明には使用しないんですけれども、皆様の御参考ということでお配りしている資料となっております。

不足等ありましたら、お知らせいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、今日の本説明会の資料、それから後日、議事録を作成しますけれども、この議事録については、水産庁のホームページ上で掲載させていただくこととしておりますので、あらかじめ御了承ください。

それから、報道関係者の皆様、カメラ撮影は水産庁の冒頭挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

すみません。ちょっと席を移動させていただきます。

ウェブ参加の皆様、途切れ途切れということですが、これでいかがでしょうか。少しは改善したりしますでしょうか。

すみません。それでは、続けさせていただきます。

まず、主催者側の主な出席者を紹介させていただきます。

水産庁資源管理推進室長の赤塚でございます。

○赤塚資源管理推進室長 赤塚でございます。今日はよろしくお願いいたします。

○番場課長補佐 それから、国際課係長の金納でございます。

○金納係長 金納です。よろしくお願いいたします。

○番場課長補佐 加工流通課課長補佐の冨樫でございます。

○冨樫課長補佐 冨樫でございます。よろしくお願いいたします。

○番場課長補佐 それから、改めまして資源管理推進室課長補佐の番場でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして赤塚から一言挨拶を申し上げます。

○赤塚資源管理推進室長 水産庁資源管理推進室長の赤塚でございます。本日のブロック説明会の開催に当たりまして御挨拶を申し上げます。

まず、本日は御多忙の中、ウェブを含めて多数の方に参加いただいたことを感謝申し上げます。

皆様御存じのとおり、太平洋クロマグロをめぐる大きな動きがあったところでございます。

まず、国内における不正事案が発生したことなどを踏まえまして、管理強化を目的とする漁業法及び水産流通適正化法の一部改正法が本年6月に成立し、公布されたところでございます。

続けて、先月開催されましたWCPFC関連会合では、中西部太平洋における太平洋クロマグロの我が国の漁獲上限につきまして、小型魚は10%、大型魚は50%の増枠を行うことが勧告されました。

今回の勧告は、今年12月の年次会合で合意を得る必要があり、まだ予断を許さない状況でございます。増枠の実現に向けて、引き続き関係国に働き掛けを行ってまいります。

政府といたしましては、国際的な決定を受けて、漁業者の皆様が厳格なTAC管理に取

り組んだ結果、今回、資源が大幅に増加し、WCPFCの達成を目標にしたことで、このような増枠の勧告につながったというふうに認識してございます。

さて、本日の説明会で取り上げる事項について簡単ですが御説明いたします。

まず、冒頭に触れました漁業法と水産流通適正化法について、法律の改正内容を説明いたします。また、同じく太平洋クロマグロの管理強化の一環として、本年4月に水産庁に漁獲監理官という新しい組織ができました。この組織について紹介させていただきたいと考えてございます。

続けて、先月行われましたWCPFC関連会合の結果概要につきまして、実際に会議に参加した者から説明を行わせていただきます。

最後に、国内配分について事項を設けました。ここでは、まず私どもの方から、今後の検討スケジュール、そして現在の配分に適用されています考え方を説明させていただいた後、皆さんの御意見を頂きたいと考えてございます。

先ほど触れましたとおり、今回の増枠というのは、今年12月のWCPFC年次会合における合意をもって決定となりますけれども、令和7年の管理年度というのは来年1月1日から始まることから、今年9月から、水産政策審議会の下で設立されました「くろまぐろ部会」というところで、この令和7年管理年度以降適用する配分の考え方を検討することとしております。

本日の説明会で頂いた意見につきましても、整理した上で、このくろまぐろ部会で報告することとなっております。皆様の幅広い意見をお願いいたします。

冒頭、番場からも説明したとおり、この会議の報告というのは議事録にして公表されますので、しっかりとそういった今日頂いた意見というのは記録として残ることを申し添えます。

それでは、締めくくりとなりますけれども、本日の説明会が有意義なものとなりますように、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○番場課長補佐 それでは、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影はここまでとしていただくようお願いいたします。

それでは、最初に本説明会の進め方を説明させていただきます。

資料の「くろまぐろに関するブロック説明会」の1枚目のところに議題が書いてございますけれども、1、漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等について、2、WCPFC北小委員会等の結果について、3、国内配分に関する今後の検討スケジュールについて、

4、その他となっておりますけれども、それぞれ議題ごとに水産庁の方からまず説明をさせていただいて、一つ説明が終わった後に、皆様から御意見、御質問を頂くというふうに、それぞれの議題ごとにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、議題の1、2、3以外で御意見、御質問等あれば、せっかくの機会ですので、「4、その他」の議題のところ、特に水産庁の方からは特段の議題を用意しておりませんが、何かこの議題以外にも御意見とか御質問とかあれば、4のその他のところで頂ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議題に入りたいと思っております。

最初に、水産庁から議題の1、漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等について説明いたします。

○富樫課長補佐 皆様お疲れさまでございます。水産庁加工流通課の富樫と申します。よろしくお願いいたします。

私は、漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について担当しました。

早速ですけれども、この二つの法律ですが、6月まで行われていました通常国会で審議、可決・成立したものでございまして、令和6年6月26日に公布されたところでございます。

早速ですけれども、内容について御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

まず漁業法、捕る方の法律の改正でございますけれども、今般の事案等を受けまして、資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案しまして、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして、これ農林水産省令というもので、法律とは別に細かいことを定めるものがあるんですけれども、改正法でこの水産資源について「特別管理特定水産資源」という新しい項目を立てまして、今後、太平洋クロマグロの大型魚をこの省令で指定していくというところを想定してございますけれども、太平洋クロマグロの大型魚を指定した上で、次の四つの事項について措置するというものでございます。

一つ目が、TAC報告事項について、3ページの真ん中以降の(1)の①でございますけれども、現行の漁獲量総量報告に加えまして、採捕した個体の数、匹数、尾数を追加するというところでございます。これ1尾ずつというわけじゃなくて、これまでどおり総量報告したものと加えまして匹数を報告していただくということを想定してございます。

続きまして②番なんですけれども、TAC報告を行う際に使っている情報です。船舶等の名称、個体の重量等ですけれども、こちらの記録の保存の義務付けをお願いしたいと思

います。

続いて③番ですけれども、TAC報告義務違反の罰則についてです。なかなかこういう話をすると、ちょっと言いづらい部分もあるんですけれども、今回、法定刑を引き上げるということで抑止効果を図るというものもございまして、あと、また太平洋クロマグロは大変高価なものでございますので、太平洋クロマグロについて組織ぐるみで犯罪を、違法なことを行うと相当な金額になりますので、そういったことを抑止するためにも法人重科というものを新たに設けるというところでございます。

④番ですけれども、TAC報告義務に違反しまして、また、引き続き報告せず何度も出漁しようとしているような漁船があった場合、弁明の機会等を与えずに即時に停泊命令を行えるようにするというような措置もできるというところで四つ、太平洋クロマグロの大型魚について必要な措置ということで予定してございます。

(2)番ですけれども、今回のクロマグロの関係と併せて、漁船の操業位置を把握するための装置の設置命令に違反した場合の罰則の新設などを含めて所要の改正を措置したところでございますけれども、この漁船の位置を把握するVMSシステムと言われる機械ですけれども、この設置命令に違反した場合、この規定のみ、この命令違反のみ、公布の日から二十日後施行ということで、既に令和6年7月16日から施行されているというところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

続きまして、水産流通適正化法の一部改正についてでございますけれども、この水産流通適正化法というのは、まだ令和4年12月から施行されたものでありますが、今般の事案も発生したことから、始まったばかりの法律ではございますけれども、改正したところでございます。

4ページの表の中を御説明しますけれども、(1)特別管理特定水産資源。先ほど漁業法の改正で触れましたとおり、大型の太平洋クロマグロ、30キロ以上のクロマグロを想定しているものでございますけれども、こちらにつきまして、次の三つについて義務付けをお願いしたいと思います。

まず、①番ですけれども、取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達です。これは先ほど漁業法の一部改正、3ページでも御説明しましたけれども、TAC報告に関係する情報の保存義務というところについて、同じ情報を伝達するといったイメージでございます。

②番ですけれども、同じように、取引したとき、取引記録の作成・保存をお願いしたいと思えます。

③番、輸出時の適法漁獲等証明書の添付ということで、輸出がこういった違法漁獲の抜け道とならないようにということで、日本から出る通関時、通関するたびに適法漁獲等証明書の添付がないと輸出できないという内容となっております。

(2)番ですけれども、(1)の①で御説明しました情報伝達でございます。右側、パターン①、②、③とありますが、伝票等での保存・伝達でも構わないんですけれども、これに加えて、タグやQRコードの活用などにおいて、情報の伝達の効率化、流通コストの削減というものも図っていくということも狙いでもありますので、そういったものも可能とするというような内容となっております。

(3)番、農林水産大臣が指定する民間機関において適法漁獲等証明書、これ(1)の③で出ました証明書でございますけれども、これは民間機関でも交付を可能とできるというような内容であったり、あと、罰則について直罰規定というものを設けたんですけれども、そういった所要の改正を行ったところでございます。

4ページが一番下段になるんですけれども、この改正につきましては、先ほどのVMSの設置命令違反を除きまして、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行ということとなっております。公布の日は令和6年6月26日でございますので、ここから2年以内において施行するということを予定しておりまして、必要な準備期間を設けるというような意味も含まれてございます。

一部改正については以上でございまして、続きまして5ページを御覧ください。

法改正による規制措置と併せまして、太平洋クロマグロなどの陸揚げの状況等を検査するために、令和6年4月から水産庁において漁獲監理官というものを設置してございます。4月時点で23名のスタッフが措置されたというところでございます。

水産庁では、従来から取締船における洋上の監視というものは行ってきたところでございますけれども、陸揚げ時の監視もこれに併せて強化するというところでございます。現在も関係する都道府県と連携しまして、漁業者や漁協、市場等の関係者等を対象としたTAC報告等の調査等の巡回を行っているところでございますので、引き続きこちらについても監視を強化していただきたいと考えてございます。

簡単でございますけれども、一部改正と漁獲監理官の設置について以上でございます。

○番場課長補佐 それでは、今の説明について御意見、御質問等ございましたら、よろし

くお願いいたします。

ウェブの方も、御質問、御意見あれば、手挙げ機能で手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。

特段ないようでしたら、次に進みたいと思います。

続きまして、議題の2番、WCPFC北小委員会等の結果について説明をさせていただきます。

○金納係長 改めまして、水産庁国際課の金納と申します。よろしくお願いいたします。

資料7、8ページのWCPFC北小委員会等の結果ということで御説明させていただければと思います。

まず、7ページを御覧ください。

7ページ左上の方に、日時・場所ということで記載させていただいておりますが、北小委員会等ということで、7月10日から16日にかけて釧路市でWCPFC北小委員会とIATTCの合同作業部会ということで、太平洋クロマグロというのは太平洋に広く分布しているということで、東西全体で管理の議論を行うということで合同作業部会が開催されまして、その後、15日から16日につきまして、WCPFC北小委員会ということで西側、中西部太平洋の措置を議論する会合が開催されました。

開催に当たって、冒頭に坂本農林水産大臣の方からビデオレターという形で、これまで日本の漁業関係者の皆様が厳格な試験管理の下、いかに苦勞してきたかということと、また、これらの努力によって資源が順調に回復してきており、これら管理の努力というものが報われるべきであるということで日本の考え方を示させていただいております。

また、右上の方ですが、出席国等ということで、日本、米国、カナダ、韓国等16か国・地域が参加しております。

我が国の方からは、政府代表といたしまして福田水産庁資源管理部審議官を始め関係省庁、また研究者、都道府県の御担当者様、また漁業関係者の皆様に御参加いただいているところになります。

本会合に向けて、6月4日に都内で開催させていただきました意見交換会の意見を踏まえまして会合を対応してまいりました。

7ページの3番、結果の御説明をさせていただきます。

水色で塗られているWCPFC（西部太平洋）ということで、西部太平洋のWCPFCの措置といたしましては、まず、漁獲上限といたしまして、左側の白い箱で塗られている

部分です。小型魚につきましては、我が国につきましては10%、数量でいえば400トンの増枠ということが合意されております。

また、小型魚の漁獲枠を持つ韓国につきましては、近年、韓国の海域の方へ大型魚の来遊が増えているということもございまして、小型魚ではなく大型魚の方を大きく増枠したいということで、後ほど詳しく説明させていただきますが、韓国の小型魚につきましては、増枠はなしということで合意をされております。

また、小型魚の増枠につきましては、各国から強い反対の意見等もございましたが、反対の意見としましては、主に小型魚全体として増枠するということが認められないというものではなく、特に0歳魚ですね、2キロ未満の小型魚の中でも更に小さい魚の漁獲が増えることによって資源へ影響を及ぼすことを懸念するという意見が大半を占めておりました。

これらのことも踏まえまして、小型魚の増枠に当たりましては、増枠とセットという形で0歳魚、2キロ未満の漁獲が増えないように努めるということも併せて組み込まれております。この増えないということにつきましては、基準といたしましては、現在使用している基準年ということで、2002年から2004年の0歳魚の漁獲量の半分を超えないようにするというものになります。

続きまして、小型魚の右側、大型魚について御説明させていただきます。

ベースとしましては、50%の増枠というところで、日本及び台湾につきましては、そのまま50%の増枠というところで、日本の方につきましては、数量としましては2,807トンの増枠ということになっております。

また韓国につきましては、下の方に米印で少し記載させていただいているんですけども、現行の大型魚の漁獲枠が30トンということで、かなり少ないという状況で、近年、小型魚の漁獲枠を大型魚に振り替えて、大型魚を数百トン漁獲しているという状況もありまして、より大きな大型魚の増枠を求める声がありました。会合の中で議論をしていく中で、最終的には共同議長からの提案もあり、300トンを追加で大型魚に配分することと、小型魚の増枠分を大型魚に振り替えて増枠をするということで合意に至りまして、最終的に501トン、471トンの増枠ということで合意されました。

また、台湾の下の方に記載させていただいているのですが、ニュージーランドと豪州につきましては、近年の太平洋クロマグロの大幅な資源回復の影響で、太平洋クロマグロを狙った漁業ではないんですけども、かなり太平洋クロマグロの漁獲が増えているという

状況がございました。一方で、ニュージーランド、豪州につきましては南半球の国になりまして、北小委員会には参加できない国ということもございまして、柔軟な対応ということで、それぞれニュージーランド、豪州につきまして200トンと40トンまで漁獲可能ということで合意がなされました。

漁獲上限以外の部分といたしまして、2番目の○の部分です。当初の漁獲枠の17%を上限に、現在、未使用漁獲枠を翌年に繰り越すことができるというルールがございまして。こちらについて、原則としては5%となっており、現在の措置としましては、期間限定で17%となっているところですが、こちらについて、漁獲枠の繰越しの上限については、17%を上限ということで、年限なく今後一般ルール化するという合意がなされました。

また、次の○の部分で、小型魚から大型魚に振替に当たって特例措置というところで、小型魚の漁獲上限を1.47倍にして大型魚に振替可能というルールにつきまして、昨年、こちらの適用上限を拡大するという合意がなされましたが、こちらについて、今回、適用上限を撤廃して年限なく一般ルール化するという合意がなされました。

次、8ページに移らせていただきます。

8ページのまず上段のIATTCということで、東部太平洋の措置につきましては、従来どおり2年間の枠というところで、2年間のブロックオータで措置が合意されております。

米国、メキシコ、それぞれ50%ずつの増枠に、300トンの増枠というところで、こちらは韓国の西部太平洋の300トンの増枠に合わせて、東側の方につきましても300トン増やすということで合意に至っております。

その下、紫色の四角で囲まれておりますその他の議論というところで、○の一つ目です。太平洋クロマグロの管理状況の報告というところで、各国から太平洋クロマグロの管理状況について報告がなされたところです。日本といたしましては、青森で生じた未報告事案を踏まえて法令の改正を行う、また、漁獲監理官の新設等を行ったということで管理強化を行っている旨をきちんと報告させていただいたところがございます。

また、その下の監視取締措置という部分につきましてですが、日本の管理強化とは別に、国際的な枠組みの方で太平洋クロマグロの監視取締措置を実施していくべきという意見の下、各国が実施している監視取締措置に関する報告義務を設け、2025年以降に合同作業部

会で統一的な監視取締措置を検討していくというこのルールを定めた保存管理措置についても合意がなされております。こちらについても、漁獲枠を定めた保存管理措置と併せて今後、年次会合の方で議論されていくものになります。

今回の7月の合同作業部会で、I A T T Cの北小委員会でW C P F Cの増枠等について合意がなされているところではございますが、こちらで最終的に決定したというものではなく、今後、下の4番の今後の予定に記載させていただいているとおり、I A T T C、東側の方につきましては、来週9月2日から6日に開催されますI A T T C年次会合において最終的な措置が合意決定される、またW C P F Cにつきましては、11月28日から12月頭に開催される年次会合について最終的に措置が決定されるという状況になっております。こちら、最終的な決定まで予断を許す状況ではございませんが、引き続き関係国等への働き掛けを行ってまいりたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○番場課長補佐 それでは、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

そうしたら、会場、よろしくお願ひいたします。

○参加者 今回、枠が増枠になったというのは非常にいいことかなとは思いますが、それは当初の目標、初期資源の20%を超えたということで、それが達成されたのかなというふうに思います。

新たに目標というのが更新されて何か設定されているのかどうかということと、今後資源が増えたときに、どういうふうな場合にまた増枠が可能になるのか、その辺について情報がありましたら教えていただきたいと思います。

○金納係長 ありがとうございます。

まず、今後の目標につきましてですけれども、現時点で具体的に決まっているというのではなく、来年、M S Eの導入に当たっての議論と、そこで今後の目標についても議論が行われると認識をしております。

また、今後の増枠の機会等につきましては、もう一度資源評価が行われる3年後を基本的には想定しておりますが、M S Eの議論の合意等に応じて、またそれ以外でも、そういう増枠の機会等があればまた対応していきたいと考えているところです。

○参加者 どうもありがとうございました。

○番場課長補佐 その他いかがでしょうか。

ウェブ参加もよろしいですか。

次の方、よろしくお願いいたします。

○参加者 W C P F C 国際交渉、お疲れさまでした。何点かそれに付随して質問があります。

まず一つ目は、前提として、今後、このクロマグロの国内配分を考えていく際に、日本が置かれている状況というのをなるべく客観的に適切に知りたい、把握したいなどというのがありまして、今日の報告も非常に分かりやすかったかなと思います。

その中でも、例えばページ8ページに書かれている合同作業部会での他の議論ということで、例えば日本から、今回の青森で発生した事案ですとか、それに付随する取締の強化、こういったことを報告したというふうにあるんですけれども、これに対する各国の反応とかリアクション、コメントみたいなものがあれば、交渉という場なので、全てがという訳ではないと思うんですけれども、日本の取組はどのようなふうに評価されているのか、何かコメントとかもし出ているものがあれば教えていただければかなと思います。

まず、こちら1点よろしくお願いいたします。

○金納係長 ありがとうございます。

青森での発生事案を踏まえました報告に対する各国の反応ということについては、私の認識している限りでは、特段大きくコメント等が各国からあったということはないと認識しております。

大丈夫でしょうか。すみません。よろしくお願いいたします。

○参加者 ありがとうございます。

それに関連してなんですけれども、まず確認なんですけど、W C P F C というのは基本的に議論の場という性質で、いわゆる議事録というものが作成・公開されていない会議という位置付けの理解で合っていますでしょうか。

○金納係長 そうですね。議長からのレポートということでレポートは公開されているところですが、いわゆる議事録といったらいいんですかね、一言一句全部入れたというものは公開されていないものと認識しております。

○参加者 ありがとうございます。

これは質問かつ提案になるんですけれども、今回、日本を含めて増枠ということで前向きに進んでいるという中で、やはり我々日本の置かれている状況をなるべく把握することで、国内配分をどのようなふうにするかという議論が活発になるかなと思ひまして、いろい

ろ私も見ていたんですが、基本的には英語の文献しか存在していないのかなというふうに理解をしています。

今回の議事要旨であったり、WCPFCのウェブサイトを見ると、事務局だったり各国からのデータ等を踏まえて非常に豊富な情報が上がってきているという理解をしております。こちらの水産庁、特に国際課の皆さんとしては、例えば、全てとは言わずとも一部でも、例えば日本語訳して提供するとかそういうお考えはあるのか。我々遊漁者も、もちろん英語得意な者もいれば、そうでない人も多くて、一般論的に言えば、英語のWCPFCのもとりソースに当たれる方というのは、漁業者の皆さんも含めてそんなに多くないのかなと思ってまして、そういった情報提供の余地はあるのかというのを教えていただければと思います。

○金納係長 御意見ありがとうございます。

WCPFCの会合の結果につきましては、議事録という形ではないんですけども、結果の概要といたしまして、農林水産省の会議ホームページの方にまとめた概要を公表させていただいているところでございます。その他の英語の文献等の和訳というものにつきましては、現時点でこうやりますという返答ができなくて大変申し訳ないんですけども、頂いた御意見につきまして、また本庁に戻り関係者と相談をしていきたいと思っております。

○参加者 ありがとうございます。是非よろしくお願いします。

なかなか現場に行かないと、詳細な議論だとか雰囲気分からないというのが結構あって、情報にアクセスしにくいなどというのがあるので、そこは是非政府の方で、なるべく漁業者の皆さんと我々遊漁者と政府との間で情報の差が生じないように可能な範囲で取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

補足をさせていただくと、いろいろな欲しいデータは皆さん違うと思うんですが、結果以外に、一応今日の参考でお配りしている「太平洋クロマグロの資源管理について」という資料の冒頭の方、資源の状況ですとか資源評価の結果など、この辺、ISCのレポートなんかから取って、一応分かりやすいようにしたつもりで加工して出している資料になりますので、もちろんこれ以外も欲しいという御意見かと思っておりますけれども、その辺は御要望いただきながら今後検討していければと思いますので、よろしく願いいたします。

○参加者 はい、承知しています。ありがとうございます。

○番場課長補佐 その他いかがでしょうか。

次の方、お願いします。

○参加者 先ほどの方のお話とも関係するんですけども、これまでの水産政策審議会のくろまぐろ部会の議事録を見てみると、日本語の会議の記録はほとんど詳細に残されているんですけども、このくろまぐろ部会の委員さんたちが参照すべきWCPFCでの協議のレポートです。今回も釧路でのレポートはかなり詳細に公開されていますが、それをお読みになることが大前提ではないのかなと思います。それで、恐らく英語を読めない方も多いので、このWCPFCとIATTCの合同作業部会での議事の要旨、レポートは是非日本語に訳して、全ての漁業者と遊漁関係者とメディアにも公開していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

御意見、御要望として承りたいと思いますけれども、御覧になっていただいたので分かると思いますが、かなり大量の膨大な資料が提出されていますので、全て日本語訳にしてというのはなかなか業務量的に、今からくろまぐろ部会までにとというのは難しいと思っています。ただ、先程の御意見もそうですけれども、なるべくもう少し日本語訳を出してほしいという御要望だということで賜らせていただければと思います。

あと、すみません。委員の方がそういったものをまず把握すべきという御意見も承知しました。御意見を賜りました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

そうしたら、会場の方からお願いいたします。

○参加者 WCPFCの概要報告、ありがとうございました。増枠に関して、小型魚も含めてということで、かなりしっかり検討されたのかなということで、大変感謝しております。

今、現場での空気感とか、行かないと分からないとか、情報の乖離があるんじゃないかというお話があったと思うんですけども、多分代表団に加わるようにということでアナウンスは国際課は推進室を含めてされていると思うんですけども、これで私も現場に一時期だけ、一部分だけ参加させてもらったという経緯もありまして、やはり現場にできるだけ行った方が、意見を生で伝えた方がいいなという感想を持ちました。

こちらの案内についてなんですけれども、現場で沿岸漁業者とか、今回、小型魚も含めての増枠ということで、かなり沿岸の方々の関心は高かったかと思うんですけども、そ

の沿岸漁業者を含めての呼び掛けというのはどの程度まで行っていたのでしょうか。できるだけ幅広く呼び掛けて、みんなに代表団に参加してもらった方がいいのかなという気はしていたんですけども、漁業団体とかそういうところにも周知はされていたのでしょうか。状況を教えてください。

○金納係長 ありがとうございます。

質問の内容といたしましては、北小委員会等の参加の案内がどの範囲まで行っているのかというものとして承りました。

アナウンスといたしましては、もちろん都道府県の皆様を含め、また関係業界、漁業関係者の業界の方にも通じて皆様の方に案内をさせていただいているところでございます。

○参加者 分かりました。ありがとうございます。

そうしたら、沿岸の方も含めて意見を出すなら、やはり県に案内いただいているということは、そっちの方でも周知をお願いしたいというような感じでよろしいですかね。

○金納係長 はい、そうです。

○参加者 分かりました。では、来年度以降、頑張ろうと思いますので、よろしく願いいたします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。ウェブもよろしいですか。

それでは、議題2の方もこれで終了したいと思います。

ちょっと早いですけれども、議題3に入る前に、トイレ休憩ということで10分間休憩を挟ませていただければと思います。この時計で2時35分から議題3を再開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

午後2時27分 休憩

午後2時37分 再開

○番場課長補佐 すみません、お待たせをしました。それでは、時間になりましたので再開させていただきたいと思います。

それでは、議題3、国内配分に関する今後のスケジュールについてということで説明をさせていただきます。資料の方は10ページを御覧ください。すみません、会場の方にお知らせをしておくと、今、音声の設定は少し変えて、ウェブの方ですね。聞こえは良くなっておりますので、いつもどおりのスピードで説明をさせていただきたいと思います。

資料の10ページ目、「今後の検討スケジュールについて」というところを御覧ください。

先ほど議題の2の方で国際的な状況を御説明をさせていただきましたけれども、今後国内配分の方、増枠はまだ決定ではないんですけれども、決定した場合ということで並行して検討を進めてきたいと思っております。今後、水産政策審議会資源管理分科会の下に設置されましたくろまぐろ部会というところで、「配分の考え方」を検討することになります。

具体的なスケジュールをその下の青囲みのところに記載しておりますけれども、まずはこの8月、ブロック説明会ということで全国5か所で開催をしているところです。ここで北小委の結果を御説明させていただいて、これから国内配分について御意見を頂きたいと思っております。そういった全国の皆様から御意見を頂いた後、9月以降から12月上旬にかけてくろまぐろ部会、全3回程度開催を考えておりますけれども、この中でそういった御意見も踏まえて「配分の考え方」を検討していくことになります。その後11月の後半から12月3日にかけてWCPFCの年次会合が開催をされまして、ここで増枠がどうなるかというのが最終決定されます。その後、その決定を踏まえまして12月上旬に、毎年1回開催しておりますTAC意見交換会、それから水産政策審議会へ具体的な数量の諮問を経て配分を決定をすることとなります。2025年1月から大臣管理区分の令和7管理年度が開始されますし、都道府県の皆様、沿岸漁業の皆様については、4月から令和7管理年度が開始するというようなスケジュールとなっております。

この説明の後に皆さんから配分の御意見を頂戴できればと思っておりますけれども、今の「配分の考え方」の概要を説明をさせていただきたいと思っておりますので、11ページを御覧ください。こちらに、今の配分というのは令和4管理年度以降の「配分の考え方」というものに基づいて配分をしております。それを簡単に説明をさせていただきますと、まずこの表の向かって左側から説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まずは基本的な考え方につきましては、小型魚・大型魚ともWCPFC基準年、2002年から2004年を基本としております。これに近年の漁獲実績を勘案して配分をするということとしておりまして、後ほど説明をしますけれども、配慮すべき事項は留保から配分をするというのが基本的な考え方となっております。

それから下、これは15%の増枠が令和4管理年度以降となっておりますけれども、そのときに入った措置ですけれども、かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等につきましては、令和4管理年度以降はWCPFC基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とするということで、これは令和3管理年度までは、これ以下の数量となっていたので、そこを手当てするというのが令和4管理年度以降一つ入っております。

それから都道府県ごとの配分につきましては、小型魚は現在は2010年から2012年を基準としております。下に行っていただきまして大型魚の方は、2015年から2017年の4月から翌年3月までの漁獲実績を基準として配分をしております。

それからもう一つ右に行ってください、これ以降が留保の中での留保の配分になりますけれども、配慮すべき事項としまして、まずは小型魚の上の1ポツ目です。留保は我が国の漁獲枠の超過リスクが低減していることから、100トン程度を国が保持するということとしておりまして、小型魚は、いわゆる国の留保を100トン程度としております。

それから2ポツ目です。これも令和4管理年度以降入った措置ですけれども、小型魚から大型魚に振替える場合に、1.47倍にして振替えることができるという措置が加わりまして、こういったメリットを享受するために、我が国全体として振替量400トン以上を目指すということで規定されております。この考え方に基きまして令和4管理年度以降、日本全体としては400トン以上、小型魚から大型魚に振替えて対応をしているというような状況となっております。

それから3ポツ目ですけれども、国の留保、小型魚は令和3年までは250トン程度あったものを100トンに、留保は100トンにするということで、そういったところで出てくるものについては沿岸漁業等に対して配慮を行うということで、いわゆる沿岸漁業への配慮ということで記載がされております。

それから下、大型魚の方ですけれども、同じように沿岸漁業への配慮ですね。沿岸漁業への配慮として当初に上乗せ配分を行うというもの。

それから2ポツ目ですけれども、小型魚は基本的には平均漁獲実績を用いられていますが、大型魚の方は過去の最大漁獲実績というのが一つ基準として設けられておりまして、それを勘案して当初配分を行うというもの。

それから3ポツ目、4ポツ目はいわゆる混獲回避等の対応になってございますけれども、3ポツ目は、配分量が少なくなり漁獲管理が難しい都道府県に対して一定数量を当初上乗せ配分をすると、それから混獲が想定される漁業種類——具体的にはかじき等流し網漁業等ですけれども——に対しても一定の数量を当初に上乗せ配分するという規定がございます。

それから続いてのポツは、小型魚から大型魚へ振替えた場合に一定数量を上乗せ配分するというもの。

それから最後のポツは、小型魚と同様に国の留保については大型魚も100トン程度を保

持するというのが、現在の「配分の考え方」の中に規定はされております。

これらが配慮すべき事項となりますが、続いてもう一つ右に行っていただいて、資源評価に用いるデータへの配慮ということで二つ項目がございまして、まず一つ目が、一部の地域の曳縄漁業に対してデータの精度を担保するために、一定数量を当初配分に上乗せするという規定がございまして、こちらは、これに基づいて一律何トンということで曳縄のある都道府県に対して配分をしております。

もう一つ右に行っていただいて、次が資源の増大等によりデータの収集のために配分した数量が不十分な場合は、必要な数量を留保から追加配分することができるという規定がございまして、こちらはいわゆるできる規定ということで設けられておりますけれども、令和4管理年度以降、この今の「配分の考え方」が取りまとめられた以降は、この規定に基づいた留保からの配分というのは特段ございません。

それからまた一つ右に行っていただいて、未利用分の繰越しの取扱いになります。繰越分に係る留保を配分する際に、漁法の特性に起因する事項——具体的には混獲回避等ですけれども——への配慮、それから資源評価に用いるデータの収集への配慮を行うということとなっております。いわゆる追加配分と呼んでいるものですが、この規定に基づきまして実態としては、小型魚・大型魚とも沿岸漁業へ、留保からの追加配分というのは沿岸漁業へ優先して配分が行われているというような状況となっております。

続いて12ページ目を御覧ください。この「配分の考え方」に基づいて配分をこれまでしてきた経緯ということで、数字の変遷を載せてございます。上のオレンジが小型魚で下の青が大型魚となっております、小型魚の方で見方を説明させていただくと、この表の向かって一番左側が漁業種類です。配分の管理区分と呼ばれる部分でございます。

一つ右に行っていただいて「a」の部分が、いわゆるWC P F C基準と呼ばれています。2002年－2004年の平均漁獲実績の2分の1の数量です。日本として4,007トンと決まっているものの具体的に分けるとどうなるかというのを記載しているのが「a」です。一つ右に行っていただいて、基礎的な配分ということで2019年となっております。2019年当時の当初配分の数字をこちらに載せてございます。これは法律に基づくクロマグロの数量管理は2018年から始まっているんですけれども、管理を開始した当初から、この「配分の考え方」というものに基づいて配分していたわけではなくて、初めて取りまとめられた「配分の考え方」というのは2019年から適用されていますので、こちらは2019年を載せております。それから一つ右に行っていただいて令和6管理年度の基礎的な配分、「b」という

ことで、こちらが直近の一番新しい基礎配分の数字を載せております。一番右側が「a」と「b」の増加率をパーセントで表したものがこちらというような表の見方となっております。

大型魚の方も同じような見方となっておりますので御参考いただければと思います。

それから13ページ目を御覧ください。私の方からの説明はこのスライドで最後となりますけれども、「配分の考え方」の見直しにおいて議論が想定される主な事項ということで、これから皆さんから御意見等を頂きたいと思っておりますけれども、水産庁の方で想定される主な事項として議論の御参考までに載せているものです。

まずは項目としては、まずは基礎配分です。現状ではW C P F Cの基準年、2002年－2004年が現在も国内配分の基礎となっております。

それから配慮すべき事項、先ほど概要の方で説明をさせていただきましたけれども、大きくは三つです。沿岸漁業への配慮、それから漁法の特性に起因する事項、混獲回避等に配慮すべきというもの、それから資源評価に用いるデータの収集等への配慮というものが規定をされております。

続きまして、繰越ルールです。繰越ルールは現在は各管理区分、いわゆる都道府県で言えば、それぞれの都道府県ごとに繰越しは枠の10%を上限としてそれぞれの管理区分、都道府県ならその都道府県で繰り越せることとしておりまして、残りは、一度留保に繰り入れた上で沿岸漁業へ配分をしているというような立て付けとなっております。

それから国の留保です。国の留保は小型魚・大型魚とも現在は100トン程度を留保するという事となっております、特に大型魚の方は、そのうちの40トン程度で遊漁の管理に対応しているというような状況となっております。

それから小型魚から大型魚への転換対策や振替規定等、1.47倍、先ほど北小委の取りまとめではこれが今後恒久化されると、上限もなくなる見込みということですのでけれども、これからこれが現状で言えば我が国全体で振替量400トン以上を目指すという規定になっておりまして、実態としてもそれ以上振替えているというような状況となっております。

それから一番下の方、こちらも参考として載せておりますが、今の「配分の考え方」の中にも増枠時の対応ということで1パラグラフ記載がありますので、これを紹介をさせていただきます。 (3) 番「増枠時の対応」ということで、「具体的な増枠時の配分は、増枠時点での資源の状況、国際情勢、混獲回避技術の向上等の技術開発の進捗状況により決めるべきではあるが、その際には過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行

うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することを検討すべきである」というような記載がございます。

これから皆さんから御意見を頂くに当たって、他のブロック説明会でもそうなんです、沿岸漁業に手厚く配慮してほしいですとか、配慮が必要だという御意見は当然出てくるのかなと思っておりますが、それ自体はもう既に今の「配分の考え方」にもございますので、当然これから検討していく上でも、獲り控えた都道府県ですとか漁業に対する配慮というのが無くなるということはないと思っております。もちろんそういった意見も頂ければと思いますが、もし具体的にどういうふうに配慮してほしいとか何か具体的な御意見があれば、それも併せて頂けると非常に参考になるので、もしあれば結構ですので頂ければと思っております。

私からの説明は以上です。

それでは、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

会場、よろしく申し上げます。

○参加者 今回増枠されるわけですけれども、今回の管理年度もほとんどこの配分の仕方で今のところは進めるという考えでしょうか。

○番場課長補佐 今のこの「配分の考え方」で進めるかどうかという御質問ですか。いや、そのようなことはなくて、これから今11ページの方で説明させていただいたこの「配分の考え方」というのをどうしていくかというのを、これから正に検討が始まるころです。なので幅広に御意見を頂ければと思います。当然それが全部反映できるかどうかというのはこの場ではお約束できないんですけれども、今回頂いた意見も全部こういう意見がありましたというのをくろまぐろ部会の場に報告をさせていただいて、それを踏まえて検討することになりますので、幅広に御意見を頂ければと思います。

○参加者 それを聞いて安心したんですが、まずこの管理期間が始まった年は大臣許可優先で配分され、沿岸漁業に対しての配分が非常に少なかったわけですよ。それを基に全国のマグロ漁師が集結してデモまで起こしたんですね。それ皆さん御存じでしょうかね。なぜそこまでやるかといったら、やはりWCPFCにも記載されているように、沿岸漁業をまず優先して配分するのが習わしだということなのに、沿岸漁業に十分に回らなかったということですよ、漁獲枠が。今回かなり大幅な増枠ですけれども、これは大臣許可じゃなくてまず沿岸に配分するのが妥当じゃないのかと思うんですが、多分全国のマグロ漁師が

それを希望しておりますので、沿岸に十分に行き渡るような増枠をしていただきたいと思います。

それと、繰越ルールの中に「各区分の繰越しは10%を上限とし」とありますけれども、来遊がいい年もあれば来ないときもあるんですよ、マグロですからね。だから10%というのは、本当に僅かなものしか翌年に繰越しできないということですね。例えば新潟県は100トン大型の枠がありますけれども、たった10%の、全部消化率、今も30%ぐらいしかないので恐らくかなりの枠が余ります。これだったら10%しか繰越しできないということは、留保へ繰り入れる形にはなるけれども、十分には使えないんですね。だからその辺もう少し見直していただきたいと思います。

それと最後にですが、意見交換会、水産政策審議会の諮問を経て配分するのが12月上旬というこのスケジュールですが、以前我々が全国のマグロ漁師が集結して、留保枠というものを追加配分として配分してくれというお願いしたんですね。それが6月だったんですけども、水産庁の回答は、6月に我々の意見を聞いて「早急に追加配分します」と言いながら、実際に枠が来たのが追加配分が来たのが11月なんですね。早急という言葉が半年も待ったんですよ、我々は。この意味が分かりますか。ということは、12月にこういう決定をされても4月の都道府県の管理開始までには間に合わないということじゃないですか。それは間に合うんでしょうか。

○番場課長補佐 ありがとうございます。まず10%をもっと上げてほしいという御要望は承知をしました。御意見理解できました。

ごめんなさい、6月に意見を聞いて11月に追加配分をした、いわゆる繰越分、日本全体で言うと3月まで皆さん沿岸漁業の方の管理があるので、3月が終わって4月に日本全体で残った分というのを計算をして、大体5月末、6月ぐらいに追加配分というのが行われるというのが、ざくっとしたスケジュールとなっております。すみません、そのおっしゃった「11月の追加配分」というのは具体的に去年の話でしょうか。どういうものだったかというのを承知していませんけれども、いわゆる……

○参加者 陳情に行ったわけですよ、全国の漁師が水産庁に。そのときには、留保枠があるから留保枠を各都道府県に追加配分しますというお話があったんですけども、早急という言葉が、お国を預かる官僚の方々が早急と言って半年後というのはあり得ないでしょう。半年後に我々に枠が来たって、その頃にはマグロはいなくなるんですよ。

○番場課長補佐 分かりました。恐らく2018年のお話ですか。

○参加者 そうです。

○番場課長補佐 分かりました。確かにそうですね。そのときおっしゃるとおりで2018年、最初の配分でいろいろ問題、問題というか、いろいろと世の中を騒がせて留保で対応するということになっていって、その対応がたしか11月頃だったというのはおっしゃるとおりですね。

○参加者 それだけ遅れたわけでしょう。実際にこの4月までに来年の分の管理期間の配分が間に合うのかということです。

○番場課長補佐 そこを今回12月、すみません、ウェブの方もいるんで聞きづらいらしいので要約してから答えさせていただくと、12月、今回決めた後に配分が間に合うかという、それは間に合います。12月に決めた後に、12月中には今のこの新しい「配分の考え方」に基づく各都道府県への設定というのは行います。もしかしたら1月にずれ込む可能性はあるかもしれませんが、いずれにせよ12月か1月頃にはもう配分設定をできます。

一方で今年、この今動いている枠の余り分については今年と同様といたしますか、3月末で皆さんの操業が終わった後に、各都道府県からその実態というのを報告を頂いて、それを集計して繰り越すという手続が大体来年5月末から6月頃ですね。その頃に追加配分を行うというような、同じようなスケジュールでいく予定としております。なので、そういうのが11月までになるということはありませんので御安心いただければと思います。

○参加者 大変ですけれども、早めにお願ひしたいと思ひます。それからまだ各都道府県に配分されて、またそこから審議しなきゃいけないので、我々漁業者は一刻も早くどれくらいのもので配分されるのかというのが気になっているので、よろしくお願ひします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

そうしたら会場、よろしくお願ひいたします。

○参加者 今日はよろしくお願ひします。先ほど事例なんかも紹介という言葉があったので、事例を紹介しながらお願ひということで意見を述べさせていただきます。

本県の場合のマグロ漁は、基本的に公平性を保つために個人配分とオリンピック方式を併用しながら、操業開始時は獲る努力、大型の漁獲枠が大体7割ぐらいになったら獲らないための努力、そのために日々漁業者で話し合いをして漁獲量と残量を常に議論しながら、操業方法もいろいろ検討しながら、大体山形県の場合は消化率大体90%あるいは95%ぐらいを常にキープしながら今まで漁業をやってきました。

ただ、漁獲枠が我々は少ないものだから、結構操業日数が数回で停止になる場合もままありましたし、それから今まで捕れていた魚が捕れないがゆえに、漁家経営を維持する上でマグロ漁に依存する割合も格段に向上しています。それらのことを考慮して、今回増枠に対して山形県なり沿岸小型に対して、更なる増枠の寛大な御配慮をお願いしたいなと思いますのでお願いします。

それからこの配分方法の考え方についてなんですけれども、今説明があったように、繰越ルールや留保枠の使い方等々で沿岸へのいろいろ配慮も見受けられますが、基本的に過去の実績をベースに考えることも否定はしませんけれども、その方法は規制をしたとする場合、あるいは資源が少ない場合等の指標としては有効かもしれませんが、今のマグロは捕れにくい魚から捕れる魚に変わりましたよ。そうした場合は過去の実績をベースにした場合、多分格差と不合理が生まれて守れない制度になる可能性が強いんじゃないかなと思います。ゆえに、もう少し公平性を加味した新たな制度の提案をお願いしたいなとは思っています。ちなみに山形県の場合は、前年の操業実績船への平均割と、あとさっき言ったオリンピック方式での頑張っている人へのという感じで、いろいろ枠は組んでいます。

あとそれからちょっとあれですけれども、これだけ資源が増えた今、水産庁がやるべきことは、これだけ社会の中で低迷する日本の水産業をいち早く成長産業化するためにどうすべきかを、広い視野と高い見識で提案すべきだと思います。今やっているのは多分まき網と小型の枠の引き合いと言えば言葉が悪いですが、そんな感じに見受けられます。いつまでこんなことをやっているんですかと思うんです。だから効率よく漁獲するまき網を否定するつもりはありませんし、いや、認めます。ただ、日本各地に点在する多種多様な魚介類あるいはそれを支える魚食文化、これ全てがインバウンド対応可能な食材を提供できるし、さらには、外貨を稼げる食材にもなり得ると思います。世界は日本の水産物を多分待っていると思います。各地域の沿岸小型にはその要求に応えるべき力を持っていますと俺は思います。だからまず沿岸小型を見捨てるというわけじゃないけど、もう少し考えてほしいなと思います。

今まで力のあるもの、見えやすいものにスポットライトを当ててきたのが、今の水産行政の成長機会の大きな足かせになってはいなかったでしょうかとは思っています。見えないもの、見えにくいものいかに光を当てるか、これが今後水産行政の大きな課題ではないかなとは思っています。その多様な情報の発信源でもある沿岸小型を守る上でも、更なる増枠を

再度お願いしたいです。今後は量を獲る漁業から価値を売る漁業形態にいち早く進化することで、新たな光が見えてくるはずだと思います。それを水産庁が更に注力してもらえればとは思いますが、よろしくをお願いします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御要望承知をしました。以前も頂きましてありがとうございます。

○参加者 どうもその節はありがとうございました。

○番場課長補佐 ありがとうございます。おっしゃりたいこと、御要望、承知いたしましたのでありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

よろしくをお願いいたします。

○参加者 今の沿岸漁業をやっている方の意見を尊重しつつ、それには大賛成なんですけれども、現在、遊漁の枠は留保枠から出ていますよね。それをきちっとした形で遊漁枠なら遊漁枠、また、遊漁の中でも遊漁船業とプレジャーを分けるとかというような形ではっきりすみ分けをしないと、いつも採捕が禁止になっちゃうとキャンセルの嵐になったりとか、旅館だとかホテル、民宿、そういうところも経済効果を考えるとすごく大打撃になっていると思うんですよ、今。そういう中で、捕れるんだけれども、捕れない沿岸漁師さんの気持ちも痛いほど分かりますし、そこを尊重しつつ遊漁枠というのを別に設定していただいて、あとは取締りの強化ですか、今は取締りしているんだかしていないんだか分からない。実際にどこどこの誰がどうのこうの、何やっていると言われても、通報しても動かないようなのが実態なんですよね。そこら辺も処罰するものは処罰をして、ルールを守ってやっていけるものはきちっとやっていけるようになるのが、今後期待していますけれども、よろしくをお願いいたします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。遊漁にもっと配分と、プラス大きいところは遊漁の管理の話ですね。他のブロックでもたくさん御意見を頂きました。もし聞いていたら恐縮なんですけれども、御紹介というか、今水産庁が考えていることだけ説明させていただくと、今、資源管理関係、資源管理の新たなロードマップというのを作って、その中に、その前までのロードマップの中には遊漁はなかったんですけれども、遊漁というのを一つ項目を設けまして、さらには、それにクロマグロ遊漁というのを特出しをして、今後届出制も含めて管理・検討を進めていくということにしております。

今すぐになかなか遊漁枠を設定というのが難しい状況です。それはなぜかという、全

体像が把握できないとか、なかなか、漁業の方はクロマグロで言えば2015年くらいから数量管理を始めているんですけども、遊漁は令和3年からこの広調委指示での枠の数量での管理というのを始めたところで、漁業に比べると大分後追いなんです。全体像もなかなか分かっていないというところが、枠を設定したときに誰に報告してもらうのかとか、なかなか難しい問題があって一足飛びにはいかないんですけども、まずは届出制も含めて検討ということで、我々としても今のままでいいとは思っているわけではありませんで、今後も管理強化等々対応していきたいと思います。ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

○参加者 今言っていることはよく分かりました。

あと報告の方法なんですけれども、今現在アプリを使って報告していますよね。あの文書は、僕、水産庁へ何十回と電話をして公文書なのか私文書なのかという質問を、何回にもわたって質問しているんですけども、いまだに返答ないんだよね。ただ、それをSNSだとかそういうのでちょっと騒ぎになった虚偽の報告をしている団体もあるんですよ、実際。どこだか分からないけれども、水産庁の方でもそれは調査はしていますと言うけれども、実際どこまでやっているか分からない。虚偽の報告をするつもりになれば、数字の大体出方がおかしいから、我々は毎日海へ出て見ていてどのくらいなのかなという、いきなり二、三日で採捕禁止になっちゃったりとかということが多いんですけども、それは公文書なのか私文書なのか何なんだか、そこら辺をはっきりしてもらいたいよね、ホームページ上でもいいんで。それで公文書であれば、当然虚偽の報告をさせたという団体は公文書偽造で刑事告発もできるだろうし。我々にとっては首絞められているのと一緒にだからね。緩々そのアプリを使って首絞められて廃業した仲間もいるし、そういうのもいっぱい出てきているような現状なんで、一つよろしくお願いします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。ちなみにその相談をしている先はどこになりますでしょうか。

○参加者 遊漁室。

○番場課長補佐 水産庁の遊漁室、分かりました。遊漁室の方にも、今改めて問合せがあったということにつながせていただきたいと思います。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

よろしくお願いします。

○参加者 まき網業界としての意見を述べます。

我々は今回小型10%、大型50%増えたことに対して非常に良かったと、増えるであろう見込みについて良かったと思っていますが、我々のまき網業界としては、この数字ぐらいで我々の分も増えてほしいと思っているのが希望です。このクロマグロは日本海あと太平洋側もありますが、今のアジ、サバ、イワシ、ブリ、どの魚も非常に漁獲が不安定、これは多分沿岸の方々もきっと一緒だと思いますけれども、水温の上昇ですとか海流の変化だとか、そういう大きないろいろな流れがある中では、このクロマグロ、特に日本海ではこの春、夏場の前になりますけれども、5、6、7、このとき非常にこれは我々のまき網漁業者にとっては年間の計画を立てる中でも非常に大事な、他の漁業で苦しいときもこのクロマグロをやってというのが実際のところですので、数量的に多いとか言われますけれども、今、油、それから修理費、資材、こういうものがちょっと前とは想像がつかないような高騰をしている中では、我々としてはこの漁業を続けるためにクロマグロを大事にやっていきたいと思います。

もう一つは、いろいろお話、他の会場でもお聞きしているとありますけれども、まき網漁業者にとっては結構留保枠に小型魚・大型魚を出してきていると、それなりにまき網もかなり配慮というんですか、沿岸漁業者さんへの配慮というのは実施してきたという自負はあります。ただ、それは不十分だという意見もあるのかもしれないので、そこについては議論じゃないですけれども、そういうまき網業界は余り発信しないので、留保枠を繰越ししても17%のうち10%で残りは留保枠へとか、ちょうど書いてありますけれども、小型魚から大型魚に変えると1.47倍になるところは1.2倍、0.27は留保枠へ、こういうのも全部やっておりますので、そういう我々沖合漁業者も漁業の一員として考えていただきたいと、これが意見です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御要望、御意見、承知をしました。

特にこれまで配慮してきたという部分、さっきも12ページの方で、そういったものも踏まえて大中まきの方は、他の沿岸漁業に比べると小型も大型も増加率は結果として低くなっているという状況かと思います。御自身でもおっしゃっていただいてありがとうございます。それがこれまでのものが不十分かどうかとか、そういった今後の配慮、どういうバランスでやっていくのかというのは、正に今頂いた意見も踏まえて今後くろまぐる部会の方で検討していきたいと思います。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

そうしたらウェブの方ですね。お願いします。

○参加者 ありがとうございます。

先ほどの当県漁業者からの発言の内容についての数字的な補足ではあるんですけども、山形県でマグロを捕っている漁業といたらほぼほぼ全てが延縄漁業になっていまして、その延縄漁業が今クロマグロに非常に依存をしているというお話があったかと思うんですが、数字的なところで申し上げますと、延縄で捕っている水揚げの金額、それが全体の水揚げ金額に占めるクロマグロ、大型・小型含めての割合が平成30年、2018年頃には9%、それ以前も大体10%前後で推移してきたものが、令和3年以降40%を超えていまして、去年なんかは46%と半分近く今延縄漁業の水揚げ、クロマグロの金額で稼いでいるような状況になっています。

これもまた先ほどまき網の方だったと思いますけれども、他の魚種がなかなか不安定な状態で全体的に漁獲が減ってきている傾向にある中で、このクロマグロというのがほぼ唯一安定してお金が稼げる魚種になっていますので、個人経営の多いこの沿岸漁業においてクロマグロの増枠の見込みがあるということで、今回皆さん期待しているところが非常に大きいと思いますので、水産庁の皆様には引き続き御配慮をお願いいたしますということで、私からは以上でございます。

○番場課長補佐 ありがとうございます。具体的な数字を把握されているということかと思えます。情報共有ですね。ありがとうございました。

それから続いて次の方、よろしく申し上げます。

○参加者 よろしく申し上げます。

うちの漁業者さんからの意見なんですけれども、WCPFCの基準年については、結構過去のものを使用していると思うんですけども、近年の増分とかも結構見直ししていただいているとは思いますが、当県の山形県においては、大型・小型の漁獲枠を1か月弱、早ければ2週間で捕り尽くしてしまうような状況があります。それを見越しまして、もう少し基準年の見直しをしていただきたいなと思います。

これがまず1点と、続いて今現地におられます先ほどの方ですけれども、今、漁獲配分の増枠のことについて署名活動を行っているんですけども、これについても今現在約半月でウェブ上のものだけでも400件以上集まっています。当県の組合でも30件近くの署名が集まっていますので、これらを踏まえまして漁獲枠の配分についてなるべく沿岸漁業を重視したようなもの、実際にはなっていますが、沿岸漁業を優先して配分していただけるようにしていただきたいなと、私からは以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御要望、承知しました。

一つ、WCPFCの基準を見直してほしいという御要望だったと思うんですけども、そこに、それに限らず国内配分を見直してほしいというものが含まれていますよね。そこだけ確認させていただければと思います。

○参加者 国内配分について近年のものを基準にいただいていることもあるんですけども、もっと直近の過去2年とか過去3年とかそういうものを、更に吸い上げたものを参考にして配分していただきたいなと思います。

○番場課長補佐 はい、ありがとうございます。国際的にもそれから国内でも基準を見直してほしいという御意見と承知しました。ありがとうございます。

それからすみません、次の方お願いします。

○参加者 オリンピック方式から県の枠で条例としてIQになりました。だからオリンピック方式のときに、この宮崎の前4月、5月はたくさん量があるのに水産庁からのストップを掛けられて、今現在のトン数が14トンしかないとですわ、宮崎沖でやる船がね。結局100隻に対して14トンで、水産庁が4月から5月の間は採捕禁止ということで魚が釣れない、逃がしました。逃がしたトン数は実績に入れませんが、何かちょっと厳しい施策で、たった100隻で13トンはちょっと足らんから、増トンになったときにちょっとはもらわんと、これじゃ生計が立てられないという、せっかくマグロが多いのに水揚げは上がらないという状況がこちらは続いていますんで、水産庁はそこをストップしたんだから、魚を釣らせません、逃がしてください、放流してくださいと、ちゃんと守りましたわね、宮崎の船は。だから、そういうのを考慮してちょっとトン数をもらわんとなかなか生計が立てられないということで、増トンの要望をお願いしたいということです。

○番場課長補佐 ありがとうございます。おっしゃりたいことを私の理解で言えば、県の枠が少ないので、その中で放流をしているので、要はそういう混獲回避等の方に配慮してほしいという御意見と承知をしました。

おっしゃっていた中で13トンというところですけども、数字からいうと小型魚のお話でしょうか。

○参加者 大型魚です。

○番場課長補佐 大型魚ですね。分かりました。承知をしました。

○参加者 何で言うかといったら、オリンピック方式のときに一番釣れる4月、5月を全然釣れなかった、放流しましたということで、そこはちょっと水産庁に考慮してもらわん

と、宮崎沖の一番値段が良くて釣れるときに採捕禁止という厳しい辞令を渡されているので、ちょっと増トンになったらそこを考慮してちょっとトン数をもらいたいですわね、宮崎としては。

○番場課長補佐 はい、承知というか、おっしゃりたいことはよく分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、続いてお願いします。

○参加者 ありがとうございます。

小型魚から大型魚への不等量交換について一つ御提案をさせていただきます。今回のWCPFCの会合の中で、小型魚からの不等量交換というものが恒久的なルールとなつて、なおかつこの上限が撤廃されているという状況を踏まえますと、現在小型魚が配分されている都道府県が、優先的に大型魚の枠を増枠できるチャンスを持っている状況になっているというふうに考えております。

御提案といたしましては、現在大臣管理漁業で取り入れられているような1.47倍のうちの幾ばくかを、小型魚が配分されていない都道府県に還元するようなルールというものを、水産庁さんの方で御検討いただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。それは今やっているような、例えば日本全体としては1.47倍なんですけれども、各都道府県さんで言うと1.4倍、先ほどもお話がありました大臣管理の方だと1.2倍でしか振替えないようにして、残りの分を都道府県に追加配分しているという現在の状況のようなものを、引き続きやってほしいという御意見ですか。それとも、また別のものを考えてほしいという御意見なんでしょうか。

○参加者 原資の確保の仕方としては同じような考え方なんですけれども、今現在はそういったルールで得られた原資というものを、小型魚の配分枠にかかわらず一律の配分原資として扱っているというふうに認識をしております、それを一律に配分するのではなくて、小型魚が配分されていない都道府県に対しても、振替によって得られた増枠の一部が配分されるような、優先的に配分されるような仕組みにしていきたいというふうに考えておまして、なので、例えば極端な話をすると、今1.4倍のうちの1.47のうちの0.07というのは、恐らく一律の留保枠に組み込まれていると思うんですけれども、それを別の枠として捉えていただいて、小型魚が配分されていない都道府県の配分原資とするといったようなことを、検討いただきたいと考えています。

○番場課長補佐 分かりました。ありがとうございます。御要望承知しました。

続いて、WEBの方をお願いします。いらっしゃいますでしょうか。よろしくをお願いします。

○参加者 度々すみません。

初歩的なこととお伺いしたいんですが、今日たくさん意見が出ていて、これはくろまぐろ部会にどのような形で報告されるのかなということ、というのは、昨日、水産政策審議会のホームページを見ておりましたら、くろまぐろ部会のサイトに今回進めているブロック別の説明会の日程が記されていて、議事録を後日公開というふうに記述されていたがありました。これは議事録としていつ頃公開されるのでしょうか。

○番場課長補佐 ありがとうございます。議事録の方は、今それぞれのブロック説明会、業者さんに議事録を取っていただいています。それを頂いて整理でき次第上げるということにしております。具体的に何日以内とか決めているわけではありませんので準備でき次第ですね。もちろん当然お名前、個人情報とかがありますので、お名前なんかを控えたりとか整理をした上でアップしたいと思っています。内容自体は特段整理はせずに議事録をアップする予定です。

それからくろまぐろ部会にどう報告されるのかという部分については、今回いろいろ御意見を頂いているので、それも踏まえながらになりますけれども、基本的にはブロック説明会で頂いた意見、我々水産庁の方である程度整理をさせていただいて、なるべくスムーズに議論できるように整理した上で、くろまぐろ部会に上げたいと思っています。

一方で、今回のいろいろなブロック説明会の中で、その整理で何か水産庁がするんじゃないかという御意見、なるべく全て伝えてほしいという御意見もありまして、そういう議事録の扱いとかそういう意見も踏まえてどうするかというのは、全てのブロック説明会が終わった後に水産庁の方で検討したいと思っています。

○参加者 分かりました。もしこれが水政審のくろまぐろ部会の関連資料として議事録を作成されるのであれば、ブロック説明会が始まった時点できちっとそういうことを、皆さんに伝えた方がよかったんじゃないのかなと思います。

それと2点目ですけれども、通常パブリックコメントというものを実施されることが多いわけですけれども、くろまぐろ部会の過去のケースを調べてみますと、大体3回か5回ぐらいしか議論をしなくて、年末ぎりぎりになってそれこそ配分の直前になって結論を出すと、それからではもう意見の出しようがないということになりますけれども、今回はくろまぐろ部会の審議に当たって、どの段階でおおよその水産庁なりの考え方を公表してパ

ブリックコメントを実施される予定なのか、それを教えていただけませんか。

○番場課長補佐 ありがとうございます。くろまぐろ部会自体も中身、議事録、質問者の方も読んでいるということですから議事録も公表していますし、委員さんの議論自体も非公表の場ではなくて皆さん傍聴していただくことは可能な場でやりますし、資料も随時ホームページに載せていく予定です。パブコメについては、特段今この配分の設定に関してはパブコメをして決めていくという手続は考えておりませんし、これまでもやっていないので、特段今回の件についてもパブコメを行ってから設定するという方法は考えておりません。

○参加者 分かりました。

これ最後は私からの意見といいますか提案ですけれども、先ほどまき網業界の方から発言がありましたけれども、まき網業界がどれだけその責任を果たしたかということに関しては、これまでのくろまぐろ部会でもかなり大ざっぱな議論しかなされず、数字に基づいて検証が行われていないと思います。これ東京でのブロック説明会のときでも私、指摘したんですけれども、小型魚の規制が始まったときに4,007トンのうち2,000トンをざっくりまき網業界に配分してしまったと、この理由がいまだにきちんとした形で説明されていない、検証されていない。この問題を今回のくろまぐろ部会では是非もう一度検証していただきたい。

なぜ検証が必要かといいますと、今、大型魚への振替の問題もありましたけれども、最初に小型魚を2,000トンという大きな枠をもらったことで大中型まき網業界は、大型魚にどんどん枠を振り替えていって、他の漁業種類よりもかなり大きな漁獲ができるようになっていくと思うんです。その点を不公平に感じる漁業者というのは、延縄業界もそうですし、流し網業界もそうですし、沿岸とか定置の業界にもあると思いますので、その辺は数字に基づいてしっかりと議論をしてほしいなど、特にWCPFC、IATTCの合同会議でアメリカなどが強く言っている東西のインパクト比率、これがいまだに西の方が大き過ぎるから東にもっとよこせと、これが言われているその原点は1990年代のまき網の小型魚の大量漁獲です。この件についてもくろまぐろ部会の審議会の委員の方々は、十分に認識されていないような印象を受けますので、そこら辺の経過も踏まえてきちっと説明をした上で、委員の皆さんが間違いのない判断を下せるような情報を提供した上で議論を進めていただきたいなと思います。

それともう2点目ですけれども、配分基礎に関して2002年－2004年が基本であると、こ

の問題をどう扱うかということが一つの議論になっていますけれども、今までの水産庁のやり方、例えば2018年に大型魚の規制が始まったときに近海かつお・まぐろ漁業は、WCPFCの基準では752トン実績があったにもかかわらず167トンしか配分されていませんでした。当時の三鬼会長は、これは近かついじめじゃないかということ、審議会でも参考人としてはっきりと強く繰り返し主張していますけれども、ほとんど考慮されることなく、これが是正されるのに3年から4年掛かっているんですね。この件に延縄業界の間では内部のけんかが起きて、今、收拾がつかない状態になっている。しかもIQを先に導入されたのでにっちもさっちもいかない状態になっている。こういった混乱を引き起こすようなことがあってはならないと思うんです。

ついでに言えば、太平洋においては大中型まき網業界はいまだにIQを実施していません。本来であれば漁船数も少ないし漁獲量も多い大中型まき網漁業からIQは実施すべきなのに、なぜ近海延縄業界からIQを実施したのか、なぜ太平洋で大中型まき網漁業はIQが実施できないのか、その点もきちっとこれは私、ジャーナリストの立場から大中型まき網業界にいろいろ質問を投げ掛けますけれども、一番取材に対して情報提供に対して消極的なのはまき網業界です。これからみんなの財産であるクロマグロの漁獲枠を配分するに当たっては、もう少し透明性の高い説明責任を果たせるような人たちに優先して枠を配分するという事も考えていただきたいなと思います。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。配分の方の関係の御意見、検証ですとか、それから委員の皆さんにいろいろ今までのことを、インパクトも含めて説明した上で議論してほしいという御意見は承知をしました。

そのほか過去の点ですね。質問者の方はご存知なんですけれども、他の皆さんも聞いている場なので説明をさせていただくと、12ページを御覧いただければと思います。先ほど根拠なくとおっしゃっておいりました2,000トンというのは、正にこの小型魚の方のことをおっしゃっていると思いますけれども、この「a」の部分を見ていただければ、02-04の平均漁獲実績の2分の1が当時は大中まきは2,272トンであって、それを踏まえてそれよりも少ない2,000トンで管理を始めたというものになります。全く根拠がないわけではないというのは説明をさせていただければと思います。

それから近かつの方ですね。いじめだというお話がありました。これも大型魚の方は管理が始まった当時は、2015年-16年の実績の比率で配分をするという基準を作って配分を

しています。2002年－2004年の平均漁獲実績ではなくて、2018年から管理が始まったんですが、そのときに一番使える近年の漁獲実績ということで2015年－2016年ですか、のものを使ったと、当時の漁獲実績が少ない数字だったのでかつお・まぐろ漁業——当時は近かつですね——の方には少ない数量となっていたというところでございます。経緯のところを説明をさせていただきました。

そのほかは御要望は承知しましたので、ありがとうございます。

○参加者 すみません、今の番場さんの説明に関してコメントをよろしいでしょうか。

○番場課長補佐 はい、よろしく申し上げます。

○参加者 今の小型魚の2,000トンをまき網に割り振ったということに関しては、半減よりも小さい数量だからよかったということだけれども、なぜ2,000トンでなければならなかったかということに関しては、一切の説明がないんです。他の選択肢と比較した形跡もありません。つまり、ざっくり2,000トンまでやっておけばいいだろうという形で強行したわけですね。その点に関してはインパクト、特にまき網の小型魚の漁獲による資源悪化のインパクトというのは非常に大きかったわけですから、この点はいまだに国際会議で問題になるぐらいですから、きちっとした検証が必要ではないかなということですよ。

それと、延縄業界も750トンの実績があるのに167トンの枠しか与えられなかったと、これは2015年－2016年を基準にしたからだとということですよけれども、そのときの配分基準も基本は2002年－2004年を基本としつつ直近の漁獲動向も反映するという形であって、もし直近の漁獲動向を反映した結果が4分の1に減るということであれば、そこは何らかの是正措置が加えられるのが当たり前のことなんではないでしょうか。その後、だから資源評価のための魚が捕れないとか、あるいは採捕停止になってにっちもさっちもいかないよと、自分たちの生活ができなくなっちゃうよと、そういう混乱が浜に生じているんじゃないでしょうか。この点は、水産庁も自分たちは無謬だというその立場を改めて、もう少し謙虚に過去の政策を検証してみてもどうでしょうか。

今日の日刊水産経済新聞に長く資源管理をやっていたら宮原さん、WCPFCの共同議長もやっていたらいますけれども、彼が資源回復をとにかくまず喜ぼうということをおっしゃっています。だけれども、喜ぶに当たっては水産庁とかいろいろなところに、水産庁に批判が集まってくるだろうということも書かれていますけれども、WCPFCの資源回復、漁獲量は半減したり据え置いたりするというのは非常に大きな効果があったというのは事実だし、みんな喜んでいと思うんですけれども、それを台なしにしてい

るのが、台なしにしてきたのが水産庁の配分の誤りじゃないかなと思います。その点も踏まえてもっと慎重に丁寧な形で議論を進めていただきたいなと思います。

○番場課長補佐 ありがとうございます。おっしゃりたいところは分かりました。そういった過去の点ですね。その検証自体も今回の検討の中で入れていくべきという御意見ですね。ありがとうございます。承知しました。

そうしたら続いて次の方をお願いします。

○参加者 先週末、本県の漁業者、九州ブロックに参加いたしましていろいろ意見を申し上げたところで、水産庁の方々に対しては御丁寧な対応をしていただきまして誠にありがとうございました。

それに関連しまして山口県庁として漁業者の方々、先週末言われたことに一部重複しますけれども、3点ほど意見を述べたいと思います。よろしく願いいたします。

まず1点目ですけれども、本県の漁業者、先週九州ブロックでも申し上げていたとおり、本県、ヨコワをメインとした操業、日本海域を中心としてそういった漁業が盛んに行われていた過去がございまして、そういった状況の中、平成27年から厳しい漁獲量管理が始まって以降、漁業者の方々は様々な工夫をしながら資源管理をしてきた、そういった中、水産庁さんの方も浜回りをさせていただいて、その会話の中で、「今は小型魚を捕り控えていれば、そのうち大型魚が増えるから、そこまで我慢してください」と、そういった励ましの言葉などを頂きながら、しっかり歯を食いしばって資源管理をしてきたといったコメントをされる漁業者の方が数多くいらっしゃいまして、今現在かなり大型魚が増えていること自体かなり喜んでいるという状況で、少し、余り水産業界においていいニュースがない中、こういった大型マグロが増えたことに関してすごく喜んでいるというような状況があり、九州ブロックでも申し上げていたんですけれども、本県海域にかなり大型魚が見えてきているところで、今年、少し小型魚を大型魚に振り替えて操業してみたところかなり調子が良かったので、来年度以降もかなり大型魚を、今年大型魚枠が増えたことから配分などもすごい期待が上がっているという状況の中、ただ、そういった小型魚を専業にされていた漁業者の方々については、個々に大型魚の漁獲実績がないことから、実際来年度配分されるかどうかというところにかかなり不安を覚えていると、そういった意見が九州ブロックの中であったところです。

行政としてもこういったしっかり資源管理、小型魚を捕り控えて資源管理を守ってきた方々に関して、しっかり資源管理の効果の恩恵が受けられるよう、先週の九州ブロックで

も漁業者からの意見があったとおり、過去の漁獲実績に基づかない何かしらのベースアップの配分というのを、行政からも配慮事項としてお願いしたいなということで、1点目として意見を言わせていただきます。

2点目ですけれども、先ほど振替措置の今後の御提案ということであったところですが、本県も先ほど申し上げましたとおり大型魚がかなり来遊しているということで、来年度は恐らく小型魚を振り替えて大型魚に転向するという方々が、非常に多くなるのではないかとこのところを想定しております。そういった中、他の県さんにも同様な事情があると思われましても、県内においては一定量ヨコワ、小さい小型魚に依存されている方々もいらっしゃると思います、その中で両者の綱引きといいますか、配分調整という部分で県内調整が今後想定されています。

そういった中、例えばなんですけれども、今、沿岸漁業につきましては1.4倍の振替措置という形で今年運用されているところですが、この1.4のところを少し色を付けるといいますか、重み付けをして、若しくは大型魚、今年2,800トン増えたところを、それを少し一部原資として使って、少し重み付けをするというような形ができないかなというところで御提案いたします。そうすることによって県内調整のやりやすさという部分と、小型魚から大型魚へ転向するというそういった部分、インセンティブを与えるということによってより促進するという動きは出てくるのかなと思っておりますので、その点について2点目としてお願いしたいなと、意見を述べさせていただければと思います。

最後に3点目といたしまして、今年、先週九州ブロックで他県の方も意見を言われていた部分に似ているんですが、振替措置がされたのが繰越配分と同じ5月末ということで、本県の海域ではまだ4月から徐々に大型魚が見え出して、6月以降は見えるんですが、ただ市場の評価が下がる、単価が下がるということで、できれば4月、5月をメインにこういった大型魚を漁獲したいという意見がありますので、振替措置につきましては、管理年度当初から振り替えられるような仕組みづくりなども意見をさせていただければと思います。

すみません、長くなりましたけれども、以上です。よろしくお願いたします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。大きく3点、すみません、私が理解できているかの確認までですけれども、まず1点目です。小型魚を捕り控えている努力をされていて、その実績で大型魚の枠が増えているんだから、その大型魚の、小型魚の配分ではなくて、九州でも出ましたけれども、大型魚の枠の方で実績以外に、山口県さんを含め少ない県さ

んへの配慮というか、何かしら実績以外のものでも配慮、考慮をしてほしいという御意見が1点目。

2点目が振替ですね。1.47よりももう少し重み付けして、多分これは小型魚から大型魚への転換対策みたいなものとも、一つのアイデアとして出していると思いますけれども、小型魚から大型魚への振替、転換対策、例えば1.47倍よりももう少し重み付けできないかという御意見かと思います。

三つ目なんですけれども、追加配分、今現在どうしても3月末に終了、皆さんの漁業が終了しまして、その実績を全都道府県から報告を頂くのに1か月ちょっとは必要になっております。その後、我々の方で、日本全体としても繰越しは17%までというものがある中で、数字を確定をさせてこれだけ追加配分ができるという数量を決めて、都道府県さんへの配分の数字を計算をして手続を踏まえて設定するというのが、今、頑張っって6月ぐらいなんです。今年やったのは、その中で要望のある沖縄県さんですとか、4月、5月に漁獲したいところは自県の10%で繰り越せる分というのが確定し次第、別途配分をするということで対応して、それで4月末頃に、その10%分だけについては繰越しを追加配分をするというような対応をしてきました。

今、早く追加配分してほしいという御意見はいろいろ頂いているんですが、今年もそれをいろいろ考えた中で、手続的に現状どうしても今言った手続を踏まえると6月ぐらいが、我々も急いでいるんですが、精いっぱいです。苦しい対応として10%分だけはすぐに確定するから、それぞれの県さんでやりたいところはということで、沖縄県さんなんかは今年ちょっと早めに追加配分したという状況になります。そういう対応は当然今後も検討はできるのかなと思うんで、検討してみたいと思うんですけれども、ここは結構我々としても苦しいというか、なかなかいい案があればやりたいなと思っていて我々の方でも検討するんですけれども、どうやったらもっと早くできるのかというところは、是非一緒に御意見を頂きながら検討をしていければと思っています。ありがとうございます。

○参加者 よろしいでしょうか。

すみません、3点目について、私の説明の仕方が不十分で理解のそごがあったようなので、早めてほしいというのは振替措置、要は今1.4倍について小型魚を原資として大型魚に振り替えるという措置ができるのが、今回は繰越配分と合わせて5月末という形で配分されたというところなんですけれども、例えば振替措置分だけ単独で取りまとめなどを行っていただいて年度当初からできないかという要望だったので、ちょっと理解の齟齬が

あったみたいなので訂正させてというか、修正させていただきます。よろしく願いいたします。

○番場課長補佐 分かりました。ありがとうございます。理解できました。そこも引き続き皆さんと議論をさせていただければと思います。ありがとうございます。

続いて、次の方をお願いします。

○参加者 私から質問になるんですけれども、まず前提、遊漁の枠であったり増枠に関して太平洋ブロックの説明会の東京会場でさせていただいているので、割愛をさせていただきます。

ちょっと質問なんですけれども、遊漁の小型魚、30キロ未満の取扱いについてです。質問としては、今一律で小型魚、30キロ未満の遊漁というのは採捕禁止になっていると思います。今日も多くの議論の中で小型魚から大型魚への振替等の話もありまして、そこに係数が掛かっているということもありまして、今回増枠の機会に、一つ一つのこれまでの経緯とか根拠みたいなのところを一応確認しておきたいなと思っの質問です。

現状、採捕は一律で令和3年以降禁止されていると思っていまして、それは一応大前提としてお伝えすると、これは30キロ未満を釣らせてください、捕りたいですという話ではなくて、そもそも、もちろん我々の組織の加盟事業者、加盟人の多くは、30キロ未満は従来からリリースをして採捕しないという方が圧倒的なんですけれども、一般的に日本全国で見れば、当然ビギナーの方とかを含めてサイズを問わずマグロを釣りたい、釣ってみたいというのは、当然の権利としてこれは一方であるのかなというふうに思っていまして、小型魚が採捕禁止になっている背景とか根拠というのを、いま一度改めて確認をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○番場課長補佐 ありがとうございます。すみません、多分検討の経緯とかそういったところをお知りになりたいという御意見かと思いますが、今把握はしていなくて、令和3年の広調委の指示で、令和3年から小型魚は採捕禁止になったという状況は承知しているんですけれども、その検討過程というか、どういう議論があったのかというところかと思うんですが、すみません、今すぐお答えできなくて、改めて遊漁の方の担当から確認してお答えさせていただくということでもよろしいですか。

○参加者 はい、大丈夫です。

加えてなんですけれども、令和3年以前、令和2年、2020年以前からも、実は30キロ未満に関する規制ルールというのは存在していたのかなというふうに思っていまして、採捕

規制が掛かる前から現場レベルでは、30キロ以下のクロマグロは捕らないということを大分浸透して、僕自身も釣り人なのですが、船長さんからそういうふうに言われてやっていたように記憶しています。

ですので、令和3年以前の取扱いについても、そもそも遊漁の小型魚というのは権利主張をするわけではないんですが、本来であれば捕りたいし釣りたい人もいる、ただ、業界の多くとしては基本的にずっと捕らないでいるということになりますので、そのシビアな配分の話をするというふうになってくると、漁業者の方々は歴史がもちろん長いので、そういう方々の努力があって小型魚から大型魚という議論があるかと思うんで、そもそも今一律に一方向的に禁止されている状態ですと、振替も何も一応釣らないようにしているという事実自体は、記録として残していただきたいなというふうに思っております。

それに加えて1点なんですけれども、東京ブロックでも説明させていただいた要望を、先ほども沿岸漁業者の方々が署名をされているということでおっしゃっていただきましたけれども、ちょうど我々も今朝から署名活動をオンラインの方で開始をしまして、ちょうど今半日時点で500人以上の署名が集まっておりまして、恐らく増えていくだろうなというふうに思います。

先ほどの小型魚の議論に関しましても、これを機に是非遊漁の位置付けとか枠の在り方というものを徹底的に議論していただきたいなと思っております、水産庁さんには再三お伝えしているんでもう御理解いただいていると思うんですが、遊漁船の事業者ですね、特に。事業者の多くはたくさんマグロを釣りたい、持って帰りたいというよりも一日でも長く営業がしたいと、今は実質、月の3日、4日で営業が停止してしまうということで、もう経営が成り立たない状態になっていまして、それをとにかく解決したいと、その解決策の一つにキャッチ・アンド・リリースがあったり、先ほどの大型魚を中心にした採捕とかバグリミットとか、そういった努力はしているのかなと思います。

一つ意見として言わせていただくと、よく水産庁さんともその議論をさせていただくと、本日も幾つか回答にありましたけれども、要は漁業者から遅れて、漁業者の方が先行して規制が始まって遊漁者は遅いので段階的にということなんですけれども、実際問題は、もう今既に月別の数量の把握もできていて、採捕禁止期間中に例えば大きな問題とか違反事案とかが全国で多発しているというような状態は、少なくとも現時点ではないんだと思っています。そうなってくるとマグロ釣り自体、マグロ遊漁自体は歴史としては長くてずっとやってきているわけで、そのときに水産庁の皆さんが例えば遊漁に対して何か規制がし

たいとか働き掛けてきて、それを遊漁の方々がはねのけて、守らない、嫌だと言ってきて規制に対応しなかったんであれば、先行した取組を今追いかけている状態なんで、あと少し待ってくださいというのも分かると思うんですが、基本的にルール、規制があれば対応するというスタンスでこれまでもやってきておりますし、ルールが遅れて掛かってきているからというのは遊漁界の人たちに責任じゃないですけども、言われるのというのは結構違和感があるというふうに思っています、漁業者の方々に5年とか何年も掛かっていたんであれば、それは1年でも半年でも早めるようにそれは水産庁の皆さんにも努めていただきたいし、我々も遊漁業界としては全面協力するというのを再三お伝えしておりますので、一日も早くこの遊漁船の営業ができない状態を解決したいと思っていますので、その点は是非よろしく願いいたします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見承知しました。

あと私、説明ぶりに気を付けたいと思います。あくまでも遊漁者とか遊漁船業者の方が反対したから遅れているというわけではないということですね。

○参加者 ええ、なので是非早めに、大変なのは分かっているんですけども、本当に大変なんでよろしく願いいたします。

○赤塚室長 すみません、推進室長の赤塚でございます。

すみません、今日は御意見を伺う場ですが、質問を1個したかったので、この場を借りて質問者の方に質問なんですけれども、前半の方で、いわゆるプライベートボートとプレジャーボートと遊漁船業のすみ分けという問題を提起していただいたと思ひまして、それで確認なんですけれども、今の御質問、御意見は、基本的には遊漁の中の遊漁船業ということで、そういうことで分けて、プレジャーボートと分けて遊漁船業についての御意見だということで、我々理解してよろしいでしょうか。

○参加者 ありがとうございます。理解していただいてよいんですけども、一応スタンスとしては、規制対象者になっている採捕者、一般の釣り人と遊漁船事業者どちらの立場も考慮して基本的にはいつも提言をさせていただいております、理想論としては、これは水産庁さんも同じ姿勢だと思うんですけども、いわゆる採捕者、一個人が遊漁船に乗っていようと、プレジャーボートに乗っていようと、堤防で釣りをしていようと、クロマグロを釣る際にはどこの誰が釣りをしているかというのが、採捕者単位で把握がしっかりできているという状態が作れば、特段プレジャー、遊漁という区別は大きくは要らないのかなと、要らないというか、優先度が下がるのかなとは思っています。

ただ、そこに移行するまでの間に経済的な損失とか営業の自由をどうしても奪われてしまうということにおいては、もちろん釣り人個人、採捕者も釣りをする権利というのは当然有していると思うんですけども、やはり遊漁船業、業としてやられている方々は生活に支障がかなりかかっていますので、どうしても優先順位というか順番を考えて現実的な路線で見ると、一般の個人を広く規制して、行為規制して罰則適用するというのはハードルがかなり高いと思いますので、そこに移行する移行期の間、どうしても業としてやられている方々の対応を早急にしていただきたいというのが、どちらかという要望としての意見になります。よろしいですかね。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

そうしましたら続いて次の方、お願いします。

○参加者 よろしく申し上げます。宮崎県からも意見を言わせていただきたいところがありまして、先ほど漁協の方も意見を出させていただいたんですけども、宮崎県では小型魚・大型魚ともに管理期間の端境期になる3月、4月、5月辺りが盛漁期になります。特に小型魚は、3月に盛漁期が始まりまして、漁獲枠を管理期間の後半に残すという措置も取っております。そのため、管理期間が始まってすぐ盛漁期中に採捕停止となっても後半3月に入って漁獲が少ないという場合もありまして、県全体の消化率が低くなるという年もありました。そのため、国内配分を行う場合は漁獲実績というのが非常に重要な項目になるとは思いますが、開始後の漁獲実績については制限が掛かっているということを勘案していただいて、例えば増枠分の配分のみ直近年の実績を適用するとか、これまでの配分と増枠分とは別で検討をお願いしたいなど、また、13ページの下の方に記載されているの捕り控えた都道府県とかということへの配慮について、どういうふうイメージされているのかよく分からない部分はあるんですけども、その点十分に検討していただきたいなと思っています。

2点目です。先ほども言ったんですが、盛漁期が管理期間前後のため、管理期間開始直後に採捕の自粛・停止というふうになります。そうすると、追加配分があるまでの期間に漁獲ができずに盛漁期が終わってしまうということもあって、この場合マグロ船の漁場の判断とかにも影響してきます。なので、追加配分はできるだけ早く配分をお願いしたいというのと、先ほど他県さんも言われていたとおり、当初にできるだけ配分できるようなものがあれば当初に配分していただきたいなど、反映していただきたいなと思います。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

すみません、ちょっと私の方で整理というか、宮崎県さんも枠が少ない中でやられている中で捕り控えてはいるので、そういった捕り控えた者への配慮とか、実績に基づかない部分での配分というのも検討していただきたいという御意見かと思いました。ありがとうございます。

あとは追加配分を早くしてほしいというのは、今年も宮崎県さんからも御要望を頂いて一部対応はさせていただいたんですが、さっきも他の県さんからもありましたけれども、どういったことができるのかというのは、県の皆さんと考えていければと思います。ごめんなさい、さっきの前に出たのは私の勘違いで別の御意見だったんですけれども、こっちの方は追加配分を早くしてほしいという御意見かと思えますけれども、検討させていただければと思います。

それから1点だけ確認なんですけれども、最初の方なんですけど、すぐ採捕停止になってしまって結果として消化率が低くなるというような御発言があったかと思うんですが、すみません、そこだけちょっと私が余りうまく理解というか受け止め切れなかった部分があって、採捕停止が出る段階というのは、かなり消化率が高い段階じゃないかと思うんですけれども、もしよろしければ説明いただくと有り難いです、どういう問題が起きているのかですね。

○参加者 宮崎県の場合、どうしても管理年度末に枠が多くなるとか単価が高いとかというのを見越して漁獲枠を別で設定しています。上半期と下半期で分けていまして、上半期の設定のところの枠は使い切るんですけども、下半期の部が使われなかった、漁獲がなかったというときに、県全体で消化率が低くなるというふうになってしまう。

○番場課長補佐 分かりました。ありがとうございます。上半期に漁期が来るので、下半期にも一応枠を設定しているんですけども、そこが回ってこないとか捕れないときには、その枠が余ってしまって消化率が低くなるというようなところですね。理解できました。そういったことも考慮してほしいということですね。承知しました。ありがとうございます。

続いて、お願いします。

○参加者 水産庁さん、いろいろと配慮していただいてありがとうございます。

先ほど他の方から質問があった30キロ未満採捕禁止とか、あとそういういろいろなことに関しては、2020年9月14日に私が水産庁に送ったメールがそうなった一つの理由です。

それを全部今お話ししますと、クロマグロの遊漁、プレジャーもライセンス制を取り入れたらどうですか。レギュレーションは30キロ以上1人1日1匹です。そして遊漁の枠を漁業の枠とは別に設けることです。アメリカはコマーシャル（漁業）とスポーツ（遊漁）の枠が別々に設けられています。ですから漁業者と遊漁者のトラブルはありません。そして海洋水産資源は国民共有の財産として公平に管理されています。そしてレギュレーションは1人1日1匹。30キロ未満は採捕不可。もし釣れてしまった場合はリリースすること。捕獲したマグロの売買は禁止とする。捕獲の報告は1週間以内（アメリカは24時間以内）にする。罰則を設けないと効力が半減、悪い人が得をすることになります。違反したら罰金のほかにライセンスの取上げ若しくは停止でいいと思います。これ水産庁さんにほとんど遊漁に対しての知見がなかったのも、そういった意味で水産庁に、このときは何度かメールで御意見を言わせていただきました。それがそう決まった一番大きな背景です。

それと先ほど水産庁の方がおっしゃっていましたが、遊漁に関してはデータがまだ少な過ぎると言っていましたけれども、データが少ないというのは結局水産庁の怠慢だと思うんですね。ちゃんと取っていなかったということです。例えばニュージーランドなどは、去年から急激に遊漁の漁獲が増えたので、早速各マリーナにウェイマスターを置いて正確な漁獲量調査をしていますし、2015年からは国際規制、国際管理になると決まったときアメリカは、太平洋クロマグロのリリース後の生存率の調査などを、モントレイベイ水族館やスタンフォード大学が中心となってちゃんと調査研究して、大体リリース後の生残率が5.6%という結果が出て、これは資源管理の一つのツールとして使えるという結論に至っています。ですからキャッチ・アンド・リリースは、研究した結果それが貴重なツールと認定されたということです。日本はちなみにリリース後の死亡率の調査も漁獲量調査も、正確な漁獲量調査は一度もやっていません。これは今後是非やってもらいたいと思います。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見承知しました。議事録の観点で1点だけ確認というか、多分言い間違いだと思うんですけども、アメリカのリリースの調査ですね。さっき生存率が5.6%とおっしゃいましたが、死亡率ということよろしいですよ。

○参加者 すみません、そうです。死亡率です。

○番場課長補佐 すみません、ありがとうございます。御意見ありがとうございました。

そのほか会場も含め御意見、御質問等あればよろしくお願いたします。

会場の方、よろしくお願いたします。

○参加者 時間が混んでいる中で追加で申し訳ないんですけども、先ほど他県の方々からあったとおり、今後の振替のルールとかというのが無限にできるようになったということもあって、各県大型魚も増えていることもあって振替をされるという状況は、多分私も起こるんだろうなというふうに思っています。皆さん大型魚にシフトしていくという流れの一方で資源が増えるということは、小型魚も沿岸が増えるということは確実に起きると思っています。

そこで何が起きるかという、沿岸に定置網とか、これは沿岸だけでもないと思うんですけども、定置網とか延縄漁業ですね。確実に混獲してしまうような漁業というのもあると思います。その人たちに、小型が増えたときに全く捕らないというふうなことはなかなか難しいと思います。なので我々としては、その分の混獲枠だけというわけではないんですけども、小型魚の確保というのも今後はしっかりしていかなければならないなと思っています。なので、小型魚枠を10%しか増やせなかったところでそれを配分してくれということは、なかなか言いづらいと思うので、小型魚のそういった意味での原資、混獲も含めての原資を確保するために、より柔軟な融通の制度というのを強化してほしいなというふうに考えております。

具体的な案は何だと言われるとなかなか示しづらいんですけども、例えば先ほど消化率が、年度末になると当初の計画と違って余っているとかいうところもあったりはするので、そういったところとの柔軟な融通または区分間というところの壁を取り払うような話というの、考えていったらどうかなというふうには思っていますので、またその具体については皆さんでの検討になるかなと思うんですけども、そういった融通の制度というの強化も一つ要望として挙げたいと思います。よろしくお願いたします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。引き続き相談、検討させていただきますし、御協力いただければと思います。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

そうしたらウェブの方、お願いたします。

○参加者 最後に1点提案です。

水産庁の日本語でのプレスリリースのほんの少しだけ紹介されていますけれども、韓国の定置網が今回、過去の実績はなくても大型魚を漁獲できるという枠を300トン程度獲得

しています。僕は沿岸国の権利として自分たちは漁獲させるんだという韓国の動きというのは、2年ほど前からずっと注目して見ておりました。韓国の水域と例えば日本で言えば長崎とか山口とか九州沖日本海の漁場というのは、かなり共通するところもあるので、先ほどから幾つか漁業者からも提案が出ていましたけれども、2002年－2004年に実績がゼロであったとしても大型魚が最近来遊が多いというところには、今回の50%増枠に合わせてきちんとした漁獲枠を配分する必要があるのではないかなと、つまり、今までの漁獲枠の配分とは別の考え方に立ってこれから増える、特に今まで大型魚というのは減らしたこともないわけですから、新規に増加する数量なわけですから、これに関しては過去の実績に捉われず柔軟な発想で枠の配分を考えてはいかがかなと思いました。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見承知しました。

その他いかがでしょうか。

予定時間をオーバーしており申し訳ありません。そのほかなければ、議題3はこれで終了したいと思います。

それでは議題の4、その他になりますけれども、特段水産庁の方から議題等何か説明事項等ございません。この機会にということでは何かございましたら御意見、御質問等あればよろしくお願ひいたします。

会場の方、よろしくお願ひします。

○参加者 すみません。

51ページの説明なんですけれども、広域調整委員会の承認制ですが、これを水産庁さんからお願いしてもらいたいんですが、新規の方には承認されないんですね。これを見ると各県かなりの数が減っているんですが、何とかこれを、新しくこれから漁業をやりたいとか、マグロ釣りやりたいという若い人たちが結構多いので、どうにか増やすような格好で働き掛けてもらえませんか。それに伴って、先ほども遊漁船の方々のお話もありますけれども、これもまたライセンス制とか遊漁の承認制みたいなのも作ったらどうかかなと思いますが、いかがでしょうか。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見、承知しました。ほかでも要望が出ていますし、特に新潟県さんは、実績に縛っているという状況で結構苦しい状況というのは承知をしております。承認制、そもそもこの在り方含め、あとこの増枠で当然枠が増えるのでその配分、新規就業者対策とか、そういった点も考慮すべきという御意見を頂いていま

す。この承認制の在り方も別途並行して今検討を進めていきたいと思っておりますので、御意見ありがとうございました。承知しました。

そのほかいかがでしょうか。

よろしければ、その他御意見、御質問等ないようでしたら、本日の説明会を終了したいと思えます。

予定時間をオーバーしてしまい申し訳ありませんでした。

繰り返しになりますが、本日頂いた特に配分に関する御意見は、他のブロック説明会での意見も踏まえて整理した上で、くろまぐろ部会で「配分の考え方」の審議を頂く予定となっております。

それからこの説明会の議事録、準備ができ次第、水産庁ホームページに掲載をしますもので、御承知おきいただければと思えます。

それでは、以上をもちまして、くろまぐろに関するブロック説明会を閉会とさせていただきます。

本日、多くの御意見を頂きありがとうございました。

午後4時20分 閉会